

福井県丹南広域組合職員に対する児童手当の支給に関する規則

平成12年 3月10日規則第6号
改正 平成17年10月 1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。)に対する児童手当の支給資格及びその額についての認定並びに児童手当の支給に関する事務の取扱いについて、児童手当法(昭和46年法律第73号)、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(児童手当)

第2条 職員の児童手当の支給に関しては、越前市職員に対する児童手当の支給に関する規則(平成17年越前市規則第45号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。